

藤沢市社会教育委員に関する条例の一部改正について
藤沢市社会教育委員に関する条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市社会教育委員に関する条例（昭和34年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「定数」を「定数等」に改め、同条中「15人」を「15人以内」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、社会教育法が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準について新たに本市の条例において定める等の必要による。